

単 価 - 覧

案件名：円山動物園で使用する電力

No.	需要場所	基本料金(円)注2		電力量料金(円) 注3、4		〇〇 割引・割増 (円)注5
		契約電力等1〇 (契約内容に応じ てkW等の単位を 記載)につき	全く電気を 使用しない場合	種別	1kWhにつき	
1				平日		
				休日		
2				平日		
				休日		
3				平日		
				休日		
4				平日		
				休日		
5				平日		
				休日		
6				平日		
				休日		
7				平日		
				休日		
8				平日		
				休日		
9				平日		
				休日		
10				平日		
				休日		
11				平日		
				休日		
12				平日		
				休日		

注1 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。

注2 基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に従い、割引又は割増を行う。

ア 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。)とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 (\text{パーセント})$$

※ 平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

※ 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

注3 電力量料金は、燃料費調整を行うこととし、その方法は、当該地域における一般送配電事業者(低圧での電力の供給に係る契約の場合は、みなし小売電気事業者)が用いる方法を準用する。

注4 電力量料金は、その1月の平日・休日別の使用電力量によって算定することとし、平日に使用された電力量には平日料金を、休日に使用された電力量には休日料金をそれぞれ適用する。

なお、休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。

注5 その他割引等を設定する場合に記載する。